

3子政第1059号
令和3年10月27日
(2021年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭 二

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

保育施設利用等申込システム導入に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

保育施設利用等申込システム導入に伴う電子計算機処理について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限(吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>保育施設利用等申込システム(以下、「申込システム」という。)導入業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>(1) 目的 全ての市民が、保育施設の利用申込等(以下、「当該申込」という。)を、スマートフォン等のデバイスからオンラインで行えるよう整備します。 当該申込は、総務省よりオンライン化によって特に住民の利便性が向上する手続きと位置付けられています。国のシステム(ぴったりサービス)を使った整備では、利用はマイナンバーカード(以下、「カード」という。)所持者に限られます。多くの市民は未だカードを所持していないことから、セキュリティに配慮しつつ、カード未所持者でも利用できる市独自の申込システムの整備を進めるものです。 また、国のシステムや本市で既に導入している汎用的な電子申込システムでは、当該申込の聴取項目の分量等による市民の入力負荷が著しいため、より高度な入力制御機能等を備えた電子申込システムを別途、導入するものです。</p> <p>(2) 効果 ①市民サービスの向上 当該申込の中心となる20～40代は、インターネットの利用率が95%を超える世代です。手続きを電子化することで、市民の利便性の向上が見込まれます。 また、入力制御を充実させることで、記載もれ・誤入力等を減らすとともに、質問の階層化と選択肢の分岐により、不必要な内容の聴取を回避し、市民の当該申込行為自体の負担軽減を図ります。</p> <p>②業務改善 申込の電子化により、職員の入力負荷・審査の効率化を図ります。</p>

3 業務の概要

(3) 個人情報の取扱い

市民の入力内容（個人情報、要配慮個人情報含む）は、ファイアウォールで守られたシステム内に保存され、LGWAN^{*1}という行政専用のネットワークを通じて、本市の個人番号利用事務系領域（以下、「SJ領域」という。）へと連携されます。

(4) 情報セキュリティ対策

市民はインターネットを利用して当該申込を行い、データは申込システムに格納されます。申込システムはLGWANへの接続を許可された、LGWAN-ASPサービスで、セキュリティが万全に施されています。

LGWANを通じて、申込データは吹田市のSJ領域に連携されます。SJ領域も、インターネット環境から分断されており、許可された通信しか行わないため、非常に高いセキュリティ対策が施されています。

業務担当者（吹田市職員）は、特定の業務端末にて申請内容を確認します。

別紙1「保育施設利用等申込電子化概要図」参照

(5) 留意事項

カード未所持者には、本人確認及びマイナンバー収集のため、別途個人番号のわかる書類等の提出を郵送で求めます。

また、カード所持者は公的個人認証の利用により、オンライン上で手続きが完了するよう整備する予定ですが、現時点で一部の仕様が固まっておらず、暫定的に同様に郵送で書類の提出を求め、本人確認及びマイナンバーの収集を行う可能性があります。

4 個人情報の内容	保護者の情報、対象児童の情報（既往歴、アレルギー情報含む）、障がい者手帳情報、その他保育施設利用等にあたり国が標準的に収集する情報※ ²
5 審議に諮る理由	(1) 新たなシステム処理による個人情報の取り扱い (要配慮個人情報を含む) (2) 新たなシステムと個人番号事務系の連携
6 今後の予定	令和5年2月頃稼働
7 担当室課	児童部 子育て政策室

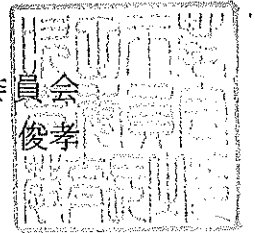
※1 LGWAN(総合行政ネットワーク): 地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化と情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として構築された、行政機関専用のコンピュータネットワーク。

※2 現在、国が業務及びシステムの標準化を図っており、国の標準化に従い新たな申請項目を設ける可能性があります。提示があった場合は、法令に則り適切に取り扱い、必要がある場合は速やかに審議に諮ります。

2 学セ第 8 5 0 号
令和 3 年 10 月 26 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市教育委員会
教育長 西川 俊孝



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 6 条、第 12 条、第 13 条の規定に基づき、下記の
事項について諮問します。

記

学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る、個人情報の保護について

校務システム(校務支援システム他を含む)にかかる学校教育情報通信ネットワーク再構築について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>1 個人情報の取扱いの一般的制限 (吹田市個人情報保護条例第6条) 2 電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条) 3 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第13条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>学校教育情報通信ネットワーク再構築</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 現在の学校教育情報通信ネットワークは平成30年1月より稼働しており、ネットワーク内で使用するサーバを含む機器の使用契約が令和4年12月31日で終了します。 については、今回学校教育情報通信ネットワーク再構築事業として、新たなネットワークを構築します。また、働き方改革の一環として教職員の学校校務の軽減や合理化のため、校務システムの拡張として新たなシステムを導入することとします。</p> <p>2 効果 現在の学校教育情報通信ネットワークは、市役所本庁舎のサーバ室にセンターサーバを設置して運用しています。 今回新たに構築する学校教育情報通信ネットワークでは、令和2年から稼働している児童・生徒が使用するGIGAスクールネットワークと円滑に連携できるものとして、システム全般をクラウド化し、働き方改革を見据えた教職員が自宅からセキュアな環境で教材の作成や研究が行えるテレワークシステムを導入する等、機能の拡張を検討しています。 また、既に導入している校務システムの機能を拡張して新たなシステムを導入します。 【校務支援システムの更新】 【教職員人事情報・出退勤管理システムの更新】 【学校徴収金システムの導入】</p> <p>3 個人情報の取扱い 本事業では、学校教育情報通信ネットワーク内で取り扱っていた個人情報(平成30年1月導入 平成29年12月</p>

	<p>の個人情報保護審議会(同意済み)を、専用回線を使用したクラウドにて保管することを想定しています。</p> <p>また、校務システムについても、学校教育情報通信ネットワークの再構築で整備するセキュアな環境にて取り扱うこととします。</p> <p>なお、新たに電子計算化する情報については、別紙「個人情報記録項目一覧表」に記載の項目とします。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>当日配布予定の別紙「ネットワーク説明資料」のとおり</p>
4 個人情報の内容	<p>別紙「個人情報記録項目一覧表」のとおり</p> <p>※学校教育情報通信ネットワーク導入時(平成29年度)と同様の内容についても、クラウド化を行うため再度全項目を記載しています。</p>
5 審議に諮る理由	<p>現在、学校教育情報通信ネットワークで取り扱っている情報についてクラウド化を行うため、個人情報保護条例第13条 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当するため、諮問する必要があると考えています。</p> <p>また、校務システムを拡張して複数の業務を電子計算機処理する計画のため吹田市個人情報保護条例第6条 同第12条に規定する新たな電子計算機処理の実施について諮問する必要があると考えています。</p>
6 今後の予定	令和5年1月1日 稼働予定
7 担当室課	学校教育部教育センター